

ティアアップ成長支援保証制度（略称：ティアアップ）の創設について

（平成 31 年(2019 年)4 月 1 日～）

本制度は、取扱金融機関と当協会がお客さまの事業内容や成長性を適切に評価した上で、連携してプロパー融資と保証付融資を同時に実行することにより、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで、中小企業者のさらなる事業発展に資することを目的としています。

保証制度の概要は以下のとおりです。

○ティアアップ成長支援保証制度（略称：ティアアップ）の概要

1. 保証対象者 申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者
2. 融資限度額 5,000 万円
3. 融資期間 7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む）
4. 責任共有 責任共有対象
5. 返済方法 分割返済（融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済も可）
6. 保証料率 次の保証料率を適用

1 企業にかかる保証付融資 合計額及び担保の有無		保証料率区分（無担保の場合）								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
500 万円以下		1.27%	1.16%	1.03%	0.90%	0.77%	0.66%	0.53%	0.40%	0.30%
500 万円超 1,000 万円以下		1.55%	1.43%	1.27%	1.10%	0.94%	0.82%	0.65%	0.49%	0.35%
1,000 万円超	有担保	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
	無担保	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

7. 貸付利率 金融機関所定の利率
8. 担保 原則として不要
9. 保証人 原則として法人代表者のみ
10. プロパー融資
 - ・本制度による融資と同時にプロパー融資（金融機関の独自融資）を行う。
 - ・同時実行するプロパー融資の融資額及び融資期間は以下のとおり。
 - ①プロパー融資額…本制度による融資額の 5 割以上
なお、本制度による融資及び同時実行するプロパー融資にて借換えを行う場合には、各々の増額部分（いわゆる「真水」）を融資額とみなす。
 - ②プロパー融資期間…12 か月以上（本制度の融資期間が 12 か月未満の場合は、本制度と同期間以上）

（お客さま向けのリーフレットをご用意しています。リーフレットは[こちら](#)をご覧ください）



東京信用保証協会